

秋田県告示第116号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書  
を青少年に有害な図書類として指定し、令和元年7月26日から施行する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10831	昭和の不思議101 2019年 夏の男祭号	株式会社大洋図書	令和元年7月15日
10832	実話時代8月号	三和出版株式会社	令和元年8月1日
10833	裏モノ JAPAN 8月号	株式会社鉄人社	令和元年8月1日
10834	実話ナックルズ月刊8月号	株式会社大洋図書	令和元年6月28日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		